

広島県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和二年九月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人ホーム	ショートステイエクセル福山	福山市水呑町4433番地	令和2年9月15日
老人ホーム	養護老人ホーム高美園	安芸高田市高宮町原田10381番地2	令和2年9月15日